

### 第3節 「障害者権利条約」の批准

#### 1 「障害者権利条約」成立の経緯と内容

障害者の権利及び尊厳を保護し及び促進すること等を目的とする障害者権利条約は、4年間に亘る交渉の結果、平成18年12月、第61回国連総会本会議においてコンセンサス採択され、平成20年5月に発効した。平成26年3月末現在、締約国・機関数は143となっている。

この条約は、①障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等を一般原則とし、②障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進するための措置を締約国がとること等を定めている。また、③この条約の効果的な実施を確保するために、締約国が国内における実施を監視するための枠組みを維持し、強化し、指定し、又は設置すること、④締約国が選出する委員から構成される障害者の権利に関する委員会を設置すること等について定めている。

#### 2 我が国の「障害者権利条約」の批准

我が国は、本条約の起草段階から積極的に参加するとともに、国内NGOとの意見交換の実施や障害者NGO代表の政府代表団顧問としての参加を通じて、障害当事者のための条約づくりを目指してきた。平成19年9月、我が国はこの条約に署名し、平成26年1月に批准した。日本がこの条約を締結したことにより、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されることが期待される。例えば2011年に改正された障害者基本法に基づき設置された「障害者政策委員会」における障害者基本計画の実施状況の監視を通じ、監視がなされる。また、締約国は、国連に設置されている「障害者権利委員会」に条約に基づく義務の履行等についての報告書を定期的に提出し、その内容について各国の専門家で構成される同委員会から様々な勧告を受けることになるため、国外からもモニタリングされることになる。

## 障害者権利条約 条文構成

前文

第1条：目的

第2条：定義

第3条：一般原則

第4条：一般的義務

第5条：平等及び無差別

第6条：障害のある女子

第7条：障害のある児童

第8条：意識の向上

第9条：施設及びサービス等の利用の容易さ

第10条：生命に対する権利

第11条：危険な状況及び人道上の緊急事態

第12条：法律の前にひとしく認められる権利

第13条：司法手続の利用の機会

第14条：身体的自由及び安全

第15条：拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

第16条：搾取、暴力及び虐待からの自由

第17条：個人をそのままの状態で保護すること

第18条：移動の自由及び国籍についての権利

第19条：自立した生活及び地域社会への包容

第20条：個人の移動を容易にすること

第21条：表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

第22条：プライバシーの尊重

第23条：家庭及び家族の尊重

第24条：教育

第25条：健康

第26条：ハビリテーション（適応のための技術の習得）及びリハビリテーション

第27条：労働及び雇用

第28条：相当な生活水準及び社会的な保障

第29条：政治的及び公的活動への参加

第30条：文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

第31条：統計及び資料の収集

第32条：国際協力

第33条：国内における実施及び監視

第34条：障害者の権利に関する委員会

第35条：締約国による報告

第36条：報告の検討

第37条：締約国と委員会との間の協力

第38条：委員会と他の機関との関係

第39条：委員会の報告

第40条：締約国会議

第41条：寄託者

第42条：署名

第43条：拘束されることについての同意

第44条：地域的な統合のための機関

第45条：効力発生

第46条：留保

第47条：改正

第48条：廃棄

第49条：利用しやすい様式

第50条：正文

末文